

領峰國際自行車股份有限公司および九六單車股份有限公司に対する商標権侵害等差止請求訴訟の提起について



2026年10月8日

東レ株式会社

東レ株式会社（本社：東京都中央区、代表取締役社長：大矢 光雄、以下「東レ」）は、領峰國際自行車股份有限公司および九六單車股份有限公司を被告として、商標権侵害および不正競争防止法に基づく差止ならびに賠償請求を求める訴訟を本年9月14日付で台湾知的財産及び商業裁判所に提起しましたので、お知らせいたします。

東レは、被告らが台湾その他の地域およびオンライン上で販売する炭素繊維製自転車（ブランド：GUSTO）の一部の品種に関し、当社商標「TORAYCA」の無断使用および当社製品との関係について需要者に誤認を生じさせるおそれのある表示を行ったものと判断しております。

また、当社製品の使用または取引関係を裏付ける事実が確認できない状況において、当社製品の品番を表示して販売活動を行っていることから、当社はこれらの行為が商標権侵害および不正競争行為に該当すると考え、本訴訟を提起いたしました。

以 上

本事業に関するお問合せ 



東レ公式SNS



note



Toray Group

Copyright © 2026 TORAY INDUSTRIES, INC.